

報告第3号

委任専決処分をしたものについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和3年9月7日提出

養父市長 広瀬 栄

| 専決番号 | 専決年月日 | 専決事項 | 内容等 |
|------|-----------|---------------------|---|
| 第2号 | 令和3年7月20日 | 損害賠償の額を定め和解することについて | (内容) 令和3年4月4日、養父市大屋町明延1082番地1で発生した公用車の事故についての物的損害 (損害賠償の額) 145,860円 (過失割合) 市 100% 相手方 0% (相手方) 養父市大屋町明延1294番地 明延区 区長 小林 史朗 |